

九州厚労局への届出事項に関する事項

厚生労働省が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です
当院では屋内全面禁煙です

(1) 入院基本料に関する事項

- ・有床診療所入院基本料 1

当院には、29名の看護職員（助産師・看護師および准看護師）が勤務しています

（※令8年5月31日時点）

(2) 厚生局への届出事項に関する事項

- ・夜間緊急体制確保加算
- ・医師配置加算 1
- ・看護配置加算 1
- ・夜間看護配置加算 1
- ・看護補助配置加算 1
- ・栄養管理実施加算
- ・医療安全対策加算 2
- ・医療安全対策地域連携加算 2
- ・有床診療所急性期患者支援病床初期加算
- ・有床診療所在宅患者支援病床初期加算
- ・5級地地域加算
- ・入院ベースアップ評価料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料（I）
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・地域連携分娩管理加算
- ・産科管理加算 2
- ・染色体検査
- ・時間外対応体制加算 1
- ・明細書発行体制等加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・連携強化加算
- ・サーベイランス強化加算
- ・抗菌薬適正使用体制加算
- ・電子的診療情報手連携体制整備加算 3
 - ・一般名処方加算
 - ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
 - ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
 - ・婦人科特定疾患治療管理料

- ・一般不妊治療管理料
 - ・こころの連携指導料（I）
 - ・ハイリスク妊産婦連携指導料 1
 - ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）

電子的診療情報手連携体制整備加算 3

オンラインで資格確認を行うことにより、受診歴、特定健診情報を取得し、活用して診療を行うことで質の高い医療の提供に努めています

- 1) オンライン請求を行っております
- 2) オンライン資格確認を行う体制を有しております
- 3) 医師が電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等において、閲覧または活用できる体制を有しております。
- 4) 電子処方箋の発行体制や電子カルテ情報共有サービスの取り組みを予定しております。

長期収載品の処方にかかる選定療養について

令和 6 年 10 月より、診療報酬改定のに基づき、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者希望で処方する際に、選定療養分として自己負担額が発生するようになりました。

(3) 明細書の発行状況に関する事項

領収証発行の際、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で交付しています
(※公費適用患者で自己負担がない場合も交付しています)